

## 他県における中央児童相談所と他の機関との複合化・隣接化の状況

| 機関名            | 業務の概要  | 都道府県数    |                     | 計  |
|----------------|--|----------|---------------------|----|
|                |  | 児相と同一建物内 | 児相と隣接<br>(半径500m以内) |    |
| 知的障害者更生相談所     | 知的障害者の福祉に関し、<br>・主として市町村相互間の連絡・調整等業務<br>・専門的な知識及び技術を必要とする相談への対応及び指導<br>・18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的、職能的判定<br>・その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための業務【知的障害者福祉法】   | 25       | 2                   | 27 |
| 身体障害者更生相談所     | 身体障害者の福祉に関し、<br>・主として広域的な見地からの実状把握や専門的な知識及び技術を必要とする相談への対応及び指導<br>・医学的・心理的・職能的な判定<br>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための補装具の処方及び適合判定【身体障害者福祉法】  | 20       | 3                   | 23 |
| 婦人相談所<br>女性相談所 | ・性行又は売春を行う恐れのある女子（要保護女子）に関する各般の問題について相談に応じること<br>・要保護女子及びその家庭について必要な調査及び医学的・心理的・職能的な判定や指導<br>・要保護女子の一時保護【売春防止法】  | 21       | 5                   | 26 |
| 配偶者暴力相談支援センター  | ・被害者に関する各般の問題について相談に応じ、相談員や相談機関を紹介すること<br>・被害者の心身の健康回復のための医学的・心理学的な指導<br>・被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護<br>・被害者の自立生活の促進等のための、情報提供や助言、関係機関との連絡調整等の援助<br>【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】   | 19       | 5                   | 24 |
| 精神保健福祉センター     | 精神保健及び精神障害者の福祉に関して<br>・知識の普及を図り、調査研究を行うこと<br>・相談及び指導のうち、複雑又は困難なものへの対応<br>・精神医療審議会の事務<br>・自立支援医療費の支給認定に関する、専門的な知識及び技術を必要とする事務<br>・市町村の地域相談支援給付の要否決定に際して意見を述べる<br>・市町村に対する技術的事項についての協力及び援助の提供<br>【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律】 | 6        | 3                   | 9  |
| ひきこもり地域支援センター  | 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等の資格を有するひきこもり支援コーディネーターが、ひきこもりの状態にある方やその家族へ相談支援を行い、適切な支援に結びつける。また、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり支援に係る情報の幅広い提供等、地域におけるひきこもり支援の拠点としての役割を担う。【厚労省HP】  | 5        | 3                   | 8  |
| 児童発達支援センター     | （医療型）障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練や治療の支援を行う。<br>【児童福祉法】   | 4        | 4                   | 8  |
| 里親支援機関         | 里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設や乳児院、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、分担・連携し、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。【厚労省HP】  | 5        | 0                   | 5  |
| 少年サポートセンター     | 少年問題を専門に扱う少年警察補導員が少年の健全育成に向けた様々な活動（少年相談、継続補導・立ち直り支援活動、広報啓発活動、街頭補導活動）を行う。【県HP】  | 5        | 0                   | 5  |
| 子ども・若者総合相談センター | 子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供を行う拠点としての機能を担う。<br>【子ども・若者育成支援推進法】  | 2        | 3                   | 5  |

| 機関名      | 業務の概要   | 都道府県数    |                     | 計 |
|----------|---|----------|---------------------|---|
|          |   | 児相と同一建物内 | 児相と隣接<br>(半径500m以内) |   |
| 児童心理治療施設 | 家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。【児童福祉法】 | 1        | 2                   | 3 |
| 診療所      | 医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの【医療法】  | 3        | 0                   | 3 |
| 警察署      | 保護・補導した子どもの安全確保、児童相談所への通告<br>児童相談所からの援助要請を受け、子どもの安全確認・立入検査・一時保護への同行【児童虐待防止ハンドブック】   | 0        | 3                   | 3 |
| 福祉事務所    | 生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行う。【社会福祉法】   | 2        | 0                   | 2 |
| 保健所      | 地域保健法に基づき、疾病の予防、衛生の向上など、地域住民の健康の保持増進に関する業務を行う。【地域保健法】   | 1        | 1                   | 2 |